

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（参考案）からの修正箇所について

法令審査結果に基づき、次のとおり修正を行った。

○第 1 条関係

略称規定に伴う修正（第 2 条第 4 項において「神奈川県議会」を「議会」とする略称規定を措置）

（修正後）

第 1 条 この条例は、神奈川県議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、神奈川県議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、神奈川県議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

○第 12 条第 2 項第 3 号関係

現行の個人情報保護条例との整合を図ったことによる修正

（修正後）

第 12 条第 2 項第 3 号 知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会若しくは内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第 2 条第 8 項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

○第 30 条関係

- ・略称規定に伴う修正（第 19 条第 3 項において「開示請求をした者」を「開示請求者」とする略称規定を措置）
- ・執行機関側の条文との整合を図ったことによる修正

（修正後）

第 19 条第 3 項 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

第 30 条 第 28 条第 1 項の規定による開示をするに当たり、行政文書（複写したものを含む。）の写しの交付等を行う場合にあつては、当該写しの交付等に要する費用は、開示請求者請求者の負担とする。

○第 31 条第 2 項及び第 39 条第 2 項関係

略称規定の追加（「訂正請求」及び「利用停止請求」の略称規定を措置）

（修正後）

第 31 条第 2 項 第 18 条第 2 項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第 50 条において「訂正請求」という。）について準用する。

第 39 条第 2 項 第 18 条第 2 項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第 50 条において「利用停止請求」という。）について準用する。

○第 47 条第 1 項関係

「神奈川県個人情報保護審査会」の引用が不用であったことに伴う修正

（修正後）

第 47 条第 1 項 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、神奈川県個人情報保護審査会条例（令和 4 年神奈川県条例第〇〇号）第 2 条に規定する神奈川県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

○第 47 条第 3 項関係

引用条項の誤りに伴う修正

（修正後）

第 47 条第 3 項 第 1 項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。